

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月14日

【四半期会計期間】 第89期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 東映株式会社

【英訳名】 TOEI COMPANY, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 岡田 剛

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座3丁目2番17号

【電話番号】 代表 東京(3535)4641

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 安田 健二

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座3丁目2番17号

【電話番号】 代表 東京(3535)4641

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 安田 健二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第88期 第3四半期連結 累計期間	第89期 第3四半期連結 累計期間	第88期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	80,870	88,628	108,806
経常利益 (百万円)	9,589	11,365	12,281
四半期(当期)純利益 (百万円)	4,948	5,420	5,178
四半期包括利益 又は包括利益 (百万円)	4,762	8,839	4,830
純資産額 (百万円)	105,575	113,282	105,699
総資産額 (百万円)	217,490	215,727	213,333
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	39.09	42.87	40.90
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	39.2	42.4	39.9

回次	第88期 第3四半期 連結会計期間	第89期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	16.93	18.15

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第88期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループが判断したものであります。なお、当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響による国内経済活動の停滞と混乱に加えて、ギリシャの債務不履行危機から始まった欧州金融危機や円高がより悪化したことで国内の個人需要及び法人需要が冷え込み、引き続き厳しい状況で推移いたしました。当社グループを取り巻く事業環境におきましても、この先行きの不透明感からくる消費者の節約志向はいまだ続いており、依然として厳しい情勢下にありました。

このような状況のなかで当社グループは、映像関連事業におきましては、映像3部門（映画製作配給業・ビデオ事業・テレビ事業）の連携強化や興行関連事業・催事関連事業の積極展開等によって収益の拡大をはかるとともに、観光不動産事業・その他事業の各部門におきましても厳しい事業環境に対応して堅実な営業施策の遂行に努めました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は886億2千8百万円（前年同四半期比9.6%増）、経常利益は113億6千5百万円（前年同四半期比18.5%増）となり、四半期純利益は54億2千万円（前年同四半期比9.5%増）となりました。

次に各セグメント別の概況をご報告申し上げます。

映像関連事業部門

映画製作配給業では、「劇場版 仮面ライダーオーズ WONDERFUL 将軍と21のコアメダル」「海賊戦隊ゴーカイジャー THE MOVIE 空飛ぶ幽霊船」「オーズ・電王・オールライダー レッツゴー仮面ライダー」「探偵はBARにいる」「仮面ライダー×仮面ライダー フォーゼ&オーズ MOVIE大戦 MEGA MAX」がヒットしたほか、「ゴーカイジャー ゴセイジャー スーパー戦隊199ヒーロー大決戦」「映画 スイートプリキュア とりもどせ！心がつなぐ奇跡のメロディ」「ツレがうつになりまして。」が好調に稼働いたしました。これら8作品に8本を加えた16本を提携製作し、これに海外買付作品「アジョシ」「1911」や他社製作作品「デン德拉」「大鹿村騒動記」等を加えた合計27本を配給いたしました。ビデオ事業では、主力の劇場用映画のDVD作品に加えて、テレビ映画のDVD作品を販売いたしました。テレビ事業では、「おみやさん」「新警視庁捜査一課9係」等を製作して作品内容の充実と受注本数の確保に努め、キャラクターの商品化権営業が好調に推移しました。そのほか、劇場用映画等の地上波放映権及びビデオ化権等を販売し、アニメ関連では、「ワンピース」の国内版權事業が引き続き好調に稼働し、「スイートプリキュア」も堅調に推移しました。

以上により、当部門の売上高は586億8千万円（前年同四半期比9.3%増）、営業利益は78億2千1百万円（前年同四半期比24.9%増）となりました。

興行関連事業部門

映画興行業では、(株)ティ・ジョイ運営のシネコンが堅調に稼働しました。なお、平成23年5月に大阪ステーションシティシネマが開業し、12スクリーン増加の合計194スクリーン体制（東映(株)直営館4スクリーン含む）で展開しております。

以上により、当部門の売上高は112億4千4百万円（前年同四半期比2.9%増）、営業利益は4億2千9百万円（前年同四半期比23.0%減）となりました。

催事関連事業部門

催事業では、国際文化催事の「世界遺産 ヴェネツィア展～魅惑の芸術・千年の都～」をはじめとして、「最恐！梅田お化け屋敷 とおりゃんせ～地図に載らない国道0号線～」等のホラーイベントや「新潟鉄道博2011 in 朱鷺メッセ」、文化催事の「私の針仕事展」、人気キャラクターショーなど各種イベントの提供を行うとともに、映画関連商品の販売など積極的な営業活動を展開いたしました。また、東映太秦映画村が平成23年9月15日に新たなアトラクションや展示を加えてリニューアルオープンいたしました。これにより入場者数も確実に増加し、好評を博しております。以上により、当部門の売上高は68億4千6百万円(前年同四半期比0.5%減)、営業利益は16億5千4百万円(前年同四半期比29.9%増)となりました。

観光不動産事業部門

不動産賃貸業では、「プラッツ大泉」「オズ スタジオ シティ」「渋谷東映プラザ」「新宿三丁目イーストビル」「E～maビル」「広島東映プラザ」等の賃貸施設が堅調に稼働いたしました。ホテル業においては、回復傾向にある需要に伴う集客競争と消費者の節約志向による価格競争の激化や震災の影響により、業界環境は厳しい状況にありましたが、各ホテルとも収益の確保に向け堅実な営業活動を展開いたしました。なお、賃借ホテルの「天王寺東映ホテル」は、経営環境の悪化から業績不振が続き、回復の見通しも立たないため、遺憾ながら平成23年10月に閉館いたしました。以上により、当部門の売上高は51億1千万円(前年同四半期比2.0%減)、営業利益は17億4百万円(前年同四半期比3.9%減)となりました。

その他の事業部門

その他の事業では、景気低迷のさなか、懸命に営業活動を展開いたしました。その結果、売上高は67億4千6百万円(前年同四半期比61.5%増)、営業利益は2億3千9百万円(前年同四半期比40.7%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間における総資産は、2,157億2千7百万円となり、前期末に比べ23億9千4百万円増加しました。これは主に、現金及び預金が31億5千6百万円、有形固定資産のその他が24億3百万円、投資有価証券が15億6千9百万円増加し、流動資産のその他が14億5千8百万円、建物及び構築物が13億7千5百万円、投資その他の資産のその他が19億3千7百万円減少したことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間における負債の部は、1,024億4千5百万円となり、前期末に比べ51億8千8百万円減少しました。これは主に、流動負債のその他が14億8百万円増加し、借入金が長短合わせて31億4千6百万円、未払法人税等が7億5千7百万円、固定負債のその他が30億3千7百万円減少したことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間における純資産の部は、1,132億8千2百万円となり、前期末に比べ75億8千2百万円増加しました。これは主に利益剰余金が46億1千3百万円、土地再評価差額金が14億2千1百万円、少数株主持分が13億2千1百万円増加したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

当社は昭和26年の創立以来、半世紀を越えて、幅広いファンの皆様に支えられ、映画・テレビ・ビデオ・アニメーションその他多様な映像の製作と、それらの映像の多角的な営業により、質高く健全なエンターテインメントを提供することで、国民生活の向上に資するよう、努めてまいりました。当社及び当社グループの企業価値の源泉は、まさしく良質のコンテンツを製作し、提供し続けることにあります。

また、直接コンテンツ事業に関わらない催事営業部門、不動産営業部門というセクションについても、前者は自社開発したキャラクターの営業を中心に、後者は直営劇場を再開したテナントビルその他保有する不動産の管理運営を業務の中心としており、特に後者の存在なくしてはコンテンツ製作の中心である東西撮影所の維持はもとより、コンテンツ提供の拠点である直営劇場・シネコン事業も成り立ちません。当社グループは正しく「総合映像企業グループ」として機能しており、安易な再編成を許さないものがあります。

さらに、「デジタル3D上映」の普及、「地上デジタル放送」への移行等、劇的变化を続ける映像環境に対応すべく、グループのデジタル映像製作の開発拠点として主導的な役割を果たすことを目的に、平成22年、東映ラボ・テック(株)と共同で運営する「東映デジタルセンター」を東京撮影所地区に設立いたしま

した。また、同じく平成22年に全スクリーンのデジタル化が完了した㈱ティ・ジョイと合わせて、「入り口から出口まで」の一貫したデジタル対応が可能になり、21世紀の「総合映像企業グループ」としてのインフラが完成いたしました。しかし、今後数年間は当社及び当社グループの将来を方向づける極めて重要な期間であると認識しており、継続した投資とグループパワーの結集が重要だと考えております。

そして、上記の政策に加え、IR活動をより積極的に進めることで、ステークホルダーとの長期にわたる信頼関係を確立し、ゆるぎない収益基盤を築くこと、また、コンプライアンス・リスクマネジメント規程の遵守に基礎を置く内部統制体制を整備することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の長期安定的な向上に努めていく所存です。

大規模買付行為(注1)に対する考え方

当社は、上記のとおり企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に真摯に取り組んでおります。しかしながら、我が国の資本市場においても、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、株主への十分な情報の開示もなされない段階で、突如として大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。また、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるものや、その態様等から大規模買付行為に応じることを株主の皆様に強要するおそれのあるものが含まれる可能性もあります。

もとより、大規模買付者(注2)による大規模買付行為に際し、当社株券等を売却するか否かは、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると当社取締役会は考えております。従って、当社取締役会は、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。しかしながら、当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の映像文化の中心的役割を果たしてきた劇場映画、テレビ映画、アニメ作品を展開することを核とするものであり、これを十分に理解することなく当社及び当社グループの企業価値を向上させることは困難であると思料されます。

そこで、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が、適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。

- (注) 1 「大規模買付行為」とは、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、または結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為等(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。)をいうものとします。なお、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除くこととします。
- 2 「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者をいいます。

買収防衛策導入の目的と基本的な枠組み

以上を踏まえ、当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するに当たり必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するために、一定の合理的な仕組みが必要不可欠であると判断しております。当社取締役会は、大規模買付行為が、このような大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)に従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

当社は、平成19年5月25日開催の取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「旧対応策」といいます。)の導入を決議し、平成19年6月28日開催の第84期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。そして、平成22年5月28日開催の取締役会において、旧対応策を一部改定した上で継続することを決議し(以下、改定後の対応策を「本対応策」といいます。)、平成22年6月29日開催の第87期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

本対応策において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての実施を決議することができるものとします。その場合には、大規模買付者及びそのグループによる権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以下に規定されます。)により割当てます。

本対応策の合理性について

本対応策は、以下のとおり、高度な合理性を有しております。

- イ 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること等

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益

の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足していません。

また、本対応策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

□ 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるといった目的をもって導入されるものです。

ハ 株主の合理的意思に依拠したものであること

本対応策の有効期間は、平成22年6月29日開催の第87期定時株主総会の終結後から平成25年6月開催予定の平成25年3月期に関する当社の定時株主総会の終結の時までとなっており、有効期間の満了前であっても、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によって本対応策を廃止できることとされています。そのため、本対応策の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものととなっております。

ニ 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応策において、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しました。また、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、またはこれらに準ずる者）の中から選任されるものとします。

ホ 合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ヘ デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己が指名し、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会決議により、本対応策を廃止する可能性があります。

従って、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

（4）研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	147,689,096	147,689,096	東京証券取引所 (市場第1部) 大阪証券取引所 (市場第1部)	単元株式数 1,000株
計	147,689,096	147,689,096		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年12月31日		147,689,096		11,707		5,297

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 18,515,000		単元株式数 1,000株
	(相互保有株式) 普通株式 1,204,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 127,196,000	127,196	同上 (注1)
単元未満株式	普通株式 774,096		(注2)
発行済株式総数	147,689,096		
総株主の議決権		127,196	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。また、「議決権の数」欄では、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式が910株含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 東映株式会社	東京都中央区銀座3-2-17	18,515,000		18,515,000	12.54
(相互保有株式) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託東映ラボ・テック口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,204,000		1,204,000	0.81
計		19,719,000		19,719,000	13.35

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,805	30,962
受取手形及び売掛金	13,283	13,463
商品及び製品	1,010	1,146
仕掛品	5,736	6,541
原材料及び貯蔵品	550	378
その他	5,705	4,246
貸倒引当金	141	128
流動資産合計	53,949	56,609
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	40,884	39,509
土地	44,113	43,819
その他（純額）	4,469	6,873
有形固定資産合計	89,467	90,202
無形固定資産	1,233	964
投資その他の資産		
投資有価証券	53,084	54,654
その他	17,257	15,319
貸倒引当金	1,659	2,023
投資その他の資産合計	68,682	67,950
固定資産合計	159,383	159,118
資産合計	213,333	215,727
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,340	17,194
短期借入金	1,896	3,520
1年内返済予定の長期借入金	17,395	12,366
未払法人税等	2,366	1,608
賞与引当金	939	400
その他	8,190	9,599
流動負債合計	47,127	44,689

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
固定負債		
社債	15,300	15,300
長期借入金	14,343	14,602
退職給付引当金	3,784	3,871
役員退職慰労引当金	934	876
その他	26,142	23,105
固定負債合計	60,505	57,755
負債合計	107,633	102,445
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,707	11,707
資本剰余金	21,742	21,742
利益剰余金	56,607	61,220
自己株式	7,391	7,451
株主資本合計	82,665	87,219
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,616	2,290
土地再評価差額金	5,353	6,775
為替換算調整勘定	190	229
その他の包括利益累計額合計	2,546	4,254
少数株主持分	20,487	21,808
純資産合計	105,699	113,282
負債純資産合計	213,333	215,727

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	80,870	88,628
売上原価	54,252	59,683
売上総利益	26,617	28,944
販売費及び一般管理費		
人件費	7,986	8,003
広告宣伝費	1,071	1,364
賞与引当金繰入額	282	287
退職給付費用	757	758
減価償却費	859	825
その他	7,461	7,753
販売費及び一般管理費合計	18,418	18,992
営業利益	8,199	9,951
営業外収益		
受取配当金	342	349
負ののれん償却額	484	429
持分法による投資利益	1,186	1,050
その他	136	264
営業外収益合計	2,150	2,093
営業外費用		
支払利息	626	583
その他	134	96
営業外費用合計	760	680
経常利益	9,589	11,365
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	78	-
持分変動利益	51	-
固定資産売却益	21	1,986
貸倒引当金戻入額	73	-
その他	8	-
特別利益合計	232	1,986
特別損失		
固定資産除却損	-	75
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	757	-
投資有価証券評価損	66	-
貸倒引当金繰入額	-	494
減損損失	-	311
その他	191	14
特別損失合計	1,014	896

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
税金等調整前四半期純利益	8,806	12,455
法人税、住民税及び事業税	2,911	3,366
法人税等還付税額	409	-
法人税等調整額	63	1,866
法人税等合計	2,565	5,233
少数株主損益調整前四半期純利益	6,241	7,221
少数株主利益	1,293	1,801
四半期純利益	4,948	5,420

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	6,241	7,221
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	1,187	295
為替換算調整勘定	148	92
持分法適用会社に対する持分相当額	142	24
土地再評価差額金	-	1,390
その他の包括利益合計	1,478	1,617
四半期包括利益	4,762	8,839
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,672	7,097
少数株主に係る四半期包括利益	1,090	1,742

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
東映フーズ(株)	681百万円	東映フーズ(株)	577百万円
計	681百万円		577百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	2,362百万円	2,450百万円
のれんの償却額	323 "	319 "
負ののれん償却額	484 "	429 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	388	3	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	388	3	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	388	3	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月14日 取締役会	普通株式	387	3	平成23年9月30日	平成23年12月12日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	映像関連 事業	興行関連 事業	催事関連 事業	観光 不動産 事業	その他 (注)1	計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
売上高								
外部顧客への売上高	53,668	10,930	6,880	5,212	4,177	80,870		80,870
セグメント間の内部売上高 又は振替高	954	92	344	613	4,516	6,520	6,520	
計	54,622	11,022	7,225	5,825	8,694	87,390	6,520	80,870
セグメント利益	6,264	557	1,273	1,773	404	10,274	2,074	8,199

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建築工事・室内装飾請負等に関する事業、物品の販売事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 2,074百万円には、セグメント間取引消去 336百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,737百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	映像関連 事業	興行関連 事業	催事関連 事業	観光 不動産 事業	その他 (注)1	計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
売上高								
外部顧客への売上高	58,680	11,244	6,846	5,110	6,746	88,628		88,628
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,349	86	416	494	935	3,281	3,281	
計	60,029	11,331	7,262	5,605	7,681	91,910	3,281	88,628
セグメント利益	7,821	429	1,654	1,704	239	11,849	1,897	9,951

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建築工事・室内装飾請負等に関する事業、物品の販売事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 1,897百万円には、セグメント間取引消去 122百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,775百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	39.09円	42.87円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	4,948	5,420
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	4,948	5,420
普通株式の期中平均株式数(千株)	126,595	126,420

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

（中間配当の決議）

平成23年11月14日開催の取締役会において、第89期中間配当を下記のとおり実施する旨決議いたしました。

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 中間配当金の総額 | 387,519,558円 |
| 2 1株当たりの額 | 3円 |
| 3 支払請求権の効力発生日 | 平成23年12月12日 |
- ならびに支払開始日

（重要な訴訟事件等）

現在係争中の訴訟について

当社グループの連結子会社TOEI ANIMATION INCORPORATED（米国カリフォルニア州）に対する訴訟の提起について

イ 当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

米国コロンビア特区連邦地方裁判所

平成22年12月9日（訴状到達日：平成23年2月23日）

ロ 当該訴訟を提起した者

Isaac A. Potter, JR.

ハ 当該訴訟の内容及び請求金額

・ 内容

訴訟内容は判然としておりませんが、原告は代理人弁護士を通じてではなく自ら訴えを提起しており、概ね、当社グループのコンテンツ「Knights of the Zodiac（聖闘士星矢）」が原告の著作権及び商標権を侵害するとして侵害の差止及び損害賠償を求めているようです。

また、原告は、アメリカ合衆国をも被告としています。

・ 請求金額

10億ドル

ニ 今後の見通し

当社グループは、原告の請求には理由はなく却下または棄却されるものと考えており、弁護士と相談の上で適切な対応方法にて争っております。

なお、本件による当社グループの業績への影響はないと認識しております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月14日

東映株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沼田	徹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村	基	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保	英治	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東映株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東映株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。